

## 鳥取市へ転入された方へ

▼下記の項目に該当される方は、担当窓口で手続きをしてください。その際に本人確認書類（例：運転免許証など）、マイナンバーカードが必要な場合があります。

▼ご本人様以外の方が手続きされる場合、委任状が必要になることがあります。

項目	手続きに必要なもの、内容等	課／窓口
住所異動	①マイナンバーカード（委任状があれば、同一世帯員の分も代理で手続き可能です） ※暗証番号の入力が必要です。 ②印鑑（印鑑登録をする場合）	市民総合窓口 1階6番窓口
国民健康保険に加入される方	転入前に加入されていた健康保険の「資格喪失証明書」など書類が必要な場合があります。	保険と年金 1階9番窓口
国民年金 （国外から帰国者のみ）	①年金手帳 ②パスポート ※厚生年金・共済年金加入中の方は除く	
特別医療 [小児・障がい者・特定疾病 ・ひとり親]	助成区分によって必要な書類が異なります。窓口でご確認ください。 ①保険証 ②印鑑 ③障がい者手帳 ④所得課税証明書 ⑤医師の意見書	福祉総合窓口 1階13番窓口
児童手当	①受給者となる方の保険証 ②受給者となる方名義の預金通帳 ※転出の翌日から【15日以内】に必ず手続きをしてください。	
児童扶養手当を受けていた方	市外転入届の手続きが必要です。 ①前住所地での児童扶養手当証書 ※令和6年4月以降:こども未来課[駅南庁舎1F] Tel.0857-30-8239	
後期高齢者医療に加入していた方	負担区分証明書（前住所地で発行）	
介護保険の要介護（支援）の認定を受けていた方	①受給資格証明書（前住所地で発行） ※要介護（支援）認定を受けておられない方の被保険者証は後日送付されます。	
障がい者手帳（身体・知的・精神）・自立支援医療受給者証をお持ちの方	住所変更届の手続きが必要です。障がい者手帳（身体・知的・精神）・受給者証を持ってご相談ください。	
特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当等の手当を受給されている方	印鑑（特別児童扶養手当受給者は不要）と証書（特別児童扶養手当受給者のみ）を持ってご相談ください。	
原付（125cc以下）バイクをお持ちの方	鳥取市のナンバープレートの交付を受けてください。 ①旧住所地のナンバープレート ②標識交付証明書 ※廃車のみの場合は旧住所地でお手続きが必要です。	税総合窓口 2階21番窓口

項目	手続に必要なもの、内容等	課／窓口
住所地以外の市立小・中・義務教育学校へ就学を希望される方	事前に教育委員会へご相談ください。 その後、教育委員会で申請手続きを行ってください。 ①印鑑	学校教育課 5階57番窓口
予防接種（18歳以下）	鳥取市での接種券を発行します。 ①母子健康手帳 ②保護者の本人確認書類（運転免許証など）	鳥取市保健所 保健医療課 【駅南庁舎1階】 TEL0857-30-8640
妊娠中の方	妊婦健診受診票交付の手続きがあります。 ①母子健康手帳（前住所地で交付された方のみ） ②本人確認書類（運転免許証など）	鳥取市保健所 健康・子育て推進課 【駅南庁舎1階】 TEL0857-30-8584
4歳未満のお子さんの保護者の方	乳幼児健診受診票交付の手続きがあります。 ①母子健康手帳 ②保護者の本人確認書類（運転免許証など）	
水道の契約が必要な方	水道の使用開始の届出が必要です。（※電話連絡可） 鳥取、国府、福部：水道局料金課 TEL 0857-53-7922 河原、用瀬、佐治：南地域水道事務所 TEL 0858-76-3118 気高、鹿野、青谷：西地域水道事務所 TEL 0857-85-2526	

鳥取市役所1階 市民課